### 宮城県園芸産地における事業継続強化対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1 園芸産地における事業継続強化対策補助金(以下「補助金」という。)の交付については、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。)、園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)及び補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本補助金の交付の目的は、国交付等要綱第2に定めるものとする。

(交付対象等)

- 第3 知事は、国交付等要綱に定める取組主体が行う園芸産地における事業継続強化対策(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、国交付等要綱別表に定めると ころによる。

(交付の申請)

- 第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号 によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税仕 入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法(昭 和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部 分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額と の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを 減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消 費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - (1) 産地事業計画書(国実施要領 別記様式第1号別添)
  - (2)納税証明書(全ての県税)
  - (3) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第1号別添)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
  - (1)暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団員または暴力団員等
  - (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

取組主体は、国交付等要綱第11に該当する変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、国交付等要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあっては、この限りでない。

- 2 国交付等要綱第23の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 取組主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年制令第255号。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。)及び国交付等要綱に従うべきこと。
  - (2)間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその 従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却 資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省 令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省 令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、知事 の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、 貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い 金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (4)取得財産等のうち第2号に定めるものについては、第2号に定める期間中、 帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない こと。
- (5) 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし補助事業の運営上、一般の競争入札に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (6) 取組主体は、(5) により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申請書の提出を求め、当該申請書の申請のないものについては、競争入札等に参加させてはならない。

(補助金の交付方法)

第6 補助金の交付は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

#### (事業遅延の届出)

- 第7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を 記載した繰越承認申請書の提出をもって、前項の届出書の提出に代えることがで きる。

# (事業遂行状況報告)

- 第8 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の12月 31日現在において、別記様式第6号により作成し、当該年度の1月22日まで に知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号の概算払請求書をも ってこれにかえることができる。
- 2 知事が前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要がある と認めるときは、取組主体に対して当該補助事業の遂行状況報告書を求めること ができる。

## (実績報告)

- 第9 規則第12条第1項の規定による補助金実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。
- 2 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助金 実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら かになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第9第1項の 補助金実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税 額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっ ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やか に知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければなら ない。

また、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日から速やかに、同様式により知事に報告しなければならない。

- 4 規則第12条第1項の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない 書類は、次のとおりとする。
  - (1) 産地事業計画書(国実施要領 別記様式第1号別添)
  - (2) その他知事が必要と認める書類

(額の再確定)

第10 取組主体は、額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を規則第12条第1項に準じて提出し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

## (事業確認の責務)

第11 取組主体の代表者等(以下「代表者等」という。)は、事業が適正に遂行されるよう構成員を指導するとともに、その出来高状況について確認しておくものとする。

(補助金の管理)

- 第12 代表者等は、知事から交付された補助金について、他の事業に係る経理と 区分して管理するものとする。
- 2 代表者等は、補助金を本事業に係る経費以外の使途に使用してはならない。
- 3 代表者等は、構成員ごとに補助金の交付対象となった取組の収支を明確にして おくものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第13 規則第21条第2号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たり の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第14 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「大蔵省令」に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。)の定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第15 取組主体は、第14の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長 又は地域事務所長(以下「所長」という。)を経由し、所長はその写しを保管する ものとする。 (その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年1月19日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例による。